



CHAPTER

06

ブランド力の強化による
農林水産物の価値向上

第6章 ブランド力の強化による農林水産物の価値向上

I 食のブランド化の推進

目指す姿(5年後)

- 県内外で「ひろしまは美味しさの宝庫である」という認知と共感が着実に広がり、ひろしまの食に対する評価が高まっています。
- このことにより、県内では、県民がひろしまのおいしい食文化・食資産に誇りを持ち、他者にお勧めしている状態となっています。また、県外では、広島のおいしい食を目的に何度も訪れたいという機運が醸成されています。

目指す具体的な状態

- SNS等でひろしまの食の魅力が発信・拡散され、広島和牛や「瀬戸内さかな」などのブランドメッセージやストーリーが浸透し、「ひろしまの多彩でおいしい食資産」の認知度が向上しています。
- これにより、食を目的とした来訪者・リピーターが増加するとともに、県民もひろしまの食に誇りを持ち、来訪者に積極的にお勧めしています。
- また、県産食材を生かした飲食店が増加し、ひろしまならではのメニューや料理スタイルが評価された結果、食関連消費額が向上するとともに、県内農林水産物の消費拡大・高付加価値化につながっています。

目指す姿の設定の考え方

- 観光需要の回復に伴い、各自治体における食の情報発信や誘客の取組が活性化する中、食を目的とした来訪者が増加し、県内農林水産物の消費拡大につなげるためには、まずは、広島ならではの価値を作り、磨き上げ、そうした価値を効果的に発信していくことが重要です。
- こうしたことにより、県外から訪れた多くの方々がひろしまの食資産を評価し、そのことにより県民の誇りが高まり、県外の方に広島の「おいしい」をお勧めする、また、さらに高い評価を求めて価値を磨き上げていくといった好循環を創出することにより、ひろしまのブランド価値を高めていくことが重要です。
- このため、県内外で「おいしいと思う食資産」を増やし、「ひろしまは美味しさの宝庫である」という認知と共感が着実に広がり、ひろしまの食に対する評価が高まっている状態を目指します。

施策の推進方法

- 農林水産事業者や料理人、流通事業者など多様なステークホルダー(ヒト)が一緒に手を取り合い、多彩な食資産(モノ)を活用して、共創による価値(コト)を継続して創り、育て、それを束ねてインパクトのある打ち出し(価値発信)を行うことで、「ひろしまは美味しさの宝庫である」というイメージを引き上げ、県外からの来訪者の増加や県民の誇りの醸成に取り組んでいきます。

1 これまでの取組の成果と課題

(1)「おいしい！広島」プロジェクトの取組

- G7広島サミットを契機として、県では広島が持つ多彩な食資産を多様な主体とともに磨き上げ、その魅力を県内外に発信する「おいしい！広島」の取組を推進してきました。
- 取組にあたっては、食の魅力や価値を継続して高めていくため、生産者や観光事業者、飲食店などを始めとした多様な主体との共創による取組を基本とし、次の方向性で取組を進めました。

ア 強固なブランドイメージを創るための新たな強みの創出に向けた取組

お好み焼きや牡蠣、レモンなどに続く新たな強みとして、「瀬戸内さかな」と日本酒のペアリングなど、広島の優れた食材と酒による新たな魅力を創り、県民や観光客に伝えるためのPRやプロモーション等の実施

イ 食の多様性の創出に向けた取組

広島和牛など、地域の多彩な食資産や食文化に焦点を当て、その背景にある歴史や物語と共に伝えるためのPRやプロモーション等の実施

ウ 食を支える人たちを応援する取組

広島の食の魅力や価値について、それらを支える生産者や料理人たちが再認識するための研鑽会や若手料理人の発掘・育成、PR等の実施

エ 食を学び楽しむ人たちを応援する取組

小学生や中学生、高校生など、将来の広島を担う若者が、広島の多様な食資産・食文化を学び、楽しむための企画やPR等の実施

- また、施策の相乗効果を高めるため、関係部局が一体となって取組を推進するとともに、県内PRに首都圏等でのプロモーションを加えた「価値発信」と、プロモーションをきっかけに広島を訪れる多くの方々を対象にした広島の食の魅力を体験・体感いただくための「価値づくり」を一体的に取り組みしました。
- こうした取組の進展により、県内外の飲食店、生産者、事業者など、様々なステークホルダーとの共創活動が広がり、多くの主体の参画によって「おいしい！広島」のイメージづくりに向けた機運が高まっています。
- また、こうした機運の高まりを生かして、広島の多彩な食の魅力を広く発信するプロジェクト「OK!!広島」（おいしいけえ、ひろしま）を実施した結果、プロモーションの認知が、本県への来訪意向や、各資産の認知度と正の相関関係にあるなど、プロモーションとして一定の成果を得ることができました。県内においても、「瀬戸内さかな」、「比婆牛」、「コウネ」など、首都圏等でのプロモーションと連動した情報発信や様々な主体と連携した価値づくりの取組を実施し、各食資産の認知が上がったほか、実食にもつながっており、施策の成果がうかがえる結果となりました。
- 県内の「おいしい！広島」のイメージづくりに向けた機運の高まりが、県内外における広島のおいしいイメージの醸成に昇華されるためには、多様なステークホルダーとともにおいしいと評価される食資産に磨き上げ、実食につながる取組を進める必要があります。



「おいしい！広島」プロジェクト

「ひろしまは美味しさの宝庫である」というブランドイメージの向上を目指し、広島ならではの多彩な食の魅力を磨き発信していくことで、広島の食文化の発展的継承につなげていく取組です。



OK!!広島（おいしいけえ、ひろしま）

おいしい！広島プロジェクトの一環として、首都圏等の県外の皆様にひろしまの食資産・食体験の認知を広げるとともに、広島県内の盛り上がりを“更に”高めることを目指し、令和7年6月17日より展開している取組です。



「おいしい！広島」プロジェクト決起会



県内の盛り上がりを創出する取組

(2)「瀬戸内さかな」のブランド化の取組

- 瀬戸内の四季を多彩な旬の白身魚で味わうひとときを、ひろしまならではの特徴ある食資産と位置づけ、四季折々に旬を迎える地魚を「瀬戸内さかな」と銘打ってブランド化に取り組んできました。
- 「瀬戸内さかな」の取組に共感し、その魅力提供に取り組む飲食店は、高級和食店を中心に鯉や洋食まで多彩なジャンルに展開し、概ね計画どおりに店舗数を拡大することができ、季節ごとに旬の魚を用いたグルメフェアを通じて「瀬戸内さかな」の価値づくりを進めることができました。
- 瀬戸内さかなグルメフェアでの顧客アンケートでは、84%が「広島らしさを非常に感じる」との回答を得ることができました。さらに、「こだわり漁師」と対話しながら、料理人がその魅力を伝える「瀬戸内さかな体験会」を開催したところ、より高い顧客満足度を得ることができたことから、「瀬戸内さかな」のブランド価値を高めるためには、来店した顧客に印象に残る形で魅力を伝え、他者にお勧めしたくなるような体験価値へと磨き上げていく必要があります。

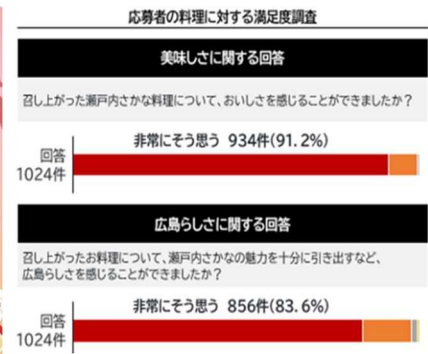
- また、良質な「瀬戸内さかな」の供給役となる「こだわり漁師」に着目した取組として、広島市中央卸売市場で試行した「漁師」を評価軸とした新たな競りは、市場主体の取組へと発展しました。
- 一方、「瀬戸内さかな」を県内外からの観光資源として波及させていくためには、「こだわり漁師」の自慢の「瀬戸内さかな」を積極的に仕入れ、食材の価値を顧客にとっての味覚価値に変換し、提供の合間等に効果的に伝達するモデル店舗を創出していく必要があります。



【図4 四季折々ひろしまの旬の推し魚】



【図5 春の瀬戸内さかなグルメフェアと顧客アンケート】



(3) 広島和牛ブランド化の取組

- 広島和牛が広島を代表する食のひとつと認識されるよう、日本最古の歴史や伝統を持ち地理的表示（GI）保護制度に登録されるなど、広島和牛の中でも特に高いブランドポテンシャルを持つ比婆牛のブランド力強化に注力することとしました。
- 比婆牛は、従来から美味しさに定評があり、その多くが庄原地域で流通していたことから、ブランド化に当たっては、ターゲットが利用しやすい広島市内の高級飲食店に対し、おいしさ、希少性、歴史などの特徴を強みとするブランドイメージの醸成を進め、取扱いの拡大を図り、その成果をもって流通事業者を巻き込んだバリューチェーンの構築を実現する計画とし、取組を進めてきました。
- 生産現場への訪問などにより、料理人の共感者を増やし、料理として提供したいと思ってもらい、そこへ比婆牛の供給網を結び付ける取組を行った結果、比婆牛に対する関心が高まるとともに、取り扱う飲食店が拡大し、目標としていた店舗数の確保を達成できる見込みとなりました。

指標	基準値 (R1)	直近実績値 (R7)	目標値 (R7)	達成状況
比婆牛を取り扱う高級飲食店の増加数	0 店舗	11 店舗	10 店舗	達成

- 広島市内を中心に比婆牛のブランドイメージが定着してきたことから、比婆牛の取扱いを希望する民間卸売業者と小売店との連携を強化することで、自走可能な流通体制を構築しました。
- 今後取り組むべき課題は、県外への認知度向上に向けた更なる店舗拡大に加えて、それに対応した牛肉流通量の確保、流通体制、流通価格など供給対策に移行してきています。
- 高級飲食店とその顧客へのブランドイメージ醸成と流通事業者までのバリューチェーン構築は順調に進展していますが、そのブランド価値の生産者、特に繁殖経営体への波及が遅れています。

- 研究機関と連携したエビデンス分析により、広島和牛（比婆牛）のおいしさに関与する特徴は、牛肉中の MUFA（一価不飽和脂肪酸）とミオグロビン含有量であることが明らかになるとともに、血統や飼養管理方法によりこれらの特性を向上させることができる可能性が示唆されました。
- これまでの比婆牛ブランド化の取組により、県民への認知は広がり、需要拡大のロードマップも明らかになったことから、他の銘柄牛へ波及可能なノウハウが蓄積されてきています。一方で、観光客への認知は一部にとどまっており、更なる認知度の向上が必要です。



おいしさに関する料理人との意見交換会



七塚原記念館（広島県畜産技術センター内）

2 考慮すべき情勢変化

- 近年、地域の食文化への関心が高まり、旅行先を選ぶ際に「その土地ならではの食体験」を重視する傾向が強まっています。SNSの普及により、食資源や生産者の思い・歴史といったストーリーが共有されやすくなり、地域の食への共感が生まれやすい環境が整っています。
- また、観光需要の回復に伴い、各自治体における食の情報発信や誘客の取組が増加しており、広島においても来訪者の心に残り、何度も訪れたいくなる食体験の創出が求められています。

3 目指す姿の実現に向けた取組の方向

- ひろしまは美味しさの宝庫であることの認知・共感を高め、観光消費額の増加や農林水産物の消費拡大につなげられるよう、多様な主体と連携し、ブランドイメージを向上させる新たな強みの創出、多彩な食資産の磨き上げなどを行うとともに、食の魅力発信に取り組めます。

4 具体的な行動計画（具体的な取組内容）

（1）取組の考え方

- 県内外から「ひろしまは美味しさの宝庫である」と認知・共感され、地域全体がおいしいイメージとして連想される状態となるためには、広島各地の食資産や食文化を、その背景にある歴史や生産者のこだわりとともに伝え、認知・再認知につなげていくことが重要です。

- このため、広島県の食の魅力を体験・体感いただくための「価値づくり」と、その魅力を広く届ける「価値発信」を両輪で進めることで、「おいしい」を中心に多彩な食資産（「瀬戸内さかな」や広島和牛等）をつなぎ、地域を支える人々への共感や応援の輪を広げ、将来につながる食のブランド力を高めていきます。
- 「価値づくり」については、強固なブランドイメージを創るための新たな強みとなる食資産の創出や食の多様性の創出に向けて、生産者や料理人等の食を支える人たちや、食を学び楽しむ人たちと一体となって取り組みます。
- 「価値発信」については、関係部局が一体となって食の魅力を発信するプロモーションなどにより、広島ならではの食の楽しみ方を伝えることで広島への誘客を促進するとともに、食体験を通じて、広島のおいしいイメージを醸成することにより、観光消費額の増加や農林水産物の消費拡大につながるよう取り組みます。

(2)価値づくり

ア「瀬戸内さかな」のブランド強化

- 品質にこだわる漁業者「こだわり漁師」の増加を図り、市場関係者も一体となってバリューチェーンを整えることで、共感店舗を中心とした瀬戸内さかな提供店で良質な瀬戸内料理が提供される取組を拡大することにより、ひろしまブランドにおける「瀬戸内さかな」の位置付けを確固たる存在となるように取り組みます。
- 白身魚の魅力に焦点を当てた「瀬戸内前鮓」の提供や、料理人やこだわり漁師と対話しながら瀬戸内さかな料理を味わえる「瀬戸内さかな体験会」の開催など、広島ならではの贅沢なひとときを提供することで、顧客体験価値を向上につなげます。



瀬戸内さかな共感鮓店で展開している「瀬戸内前鮓」



「瀬戸内さかな体験会」の一例

イ 広島和牛のブランド強化

- 広島和牛(比婆牛)のおいしさに関わる特徴である牛肉中の MUFA(一価不飽和脂肪酸)とミオグロビン含有量を高める飼養管理技術の開発により、広島和牛の魅力を訴求するためのエビデンスを確保し、県内の肥育経営へ普及・展開します。
- 比婆牛と神石牛などの環境の違いがおいしさに関わる成分への影響を調査するなど、科学的分析に取り組み、強みの磨き上げを進めます。
- 比婆牛の県内高級飲食店での取扱いの更なる拡大に向け、料理人を対象とした研鑽会や生産地・庄原を訪問する生産地ツアーなどを通じて、歴史・情景などに対する共感を獲得していきます。
- 各ステーキホルダー、特に比婆牛流通の川上に位置する繁殖経営者を含めた、仲間づくりを進めるとともに、民間仲卸業者による比婆牛の調達と店舗供給の仕組みを強化することにより、自走可能な流通網の形成を進めます。
- 新たに神石牛のマーケティング分析に取り組むなど、比婆牛と一体的に広島血統を軸としたブランド化に取り組むことで、広島和牛全体への波及を図ります。

ウ 多彩な食資産を活用した体験価値の創出

- 「瀬戸内さかな」と広島酒のペアリングなど、強固なブランドイメージの形成につながる取組を推進するとともに、これまで磨き上げて顕在化できた食資産(推し食等)を県民や観光客が実際に体験できる機会を提供します。
- おいしいを支える人たちの応援として、応援登録制度を活用し、魅力ある農林水産物の情報発信や、料理人など実需者とのマッチングを支援し、県産食材の認知向上と利用促進を図り、地域の食の価値を高めていきます。
- 包括的連携協定締結企業等を中心に、広島食を取り上げた連携企画を実施します。
- 生産者と料理人の相互研鑽を通じて、本県の自然的・社会的特徴に着目した新たな食の打ち出し軸の検討を進め、その軸に沿って商品や体験価値を磨き上げます。

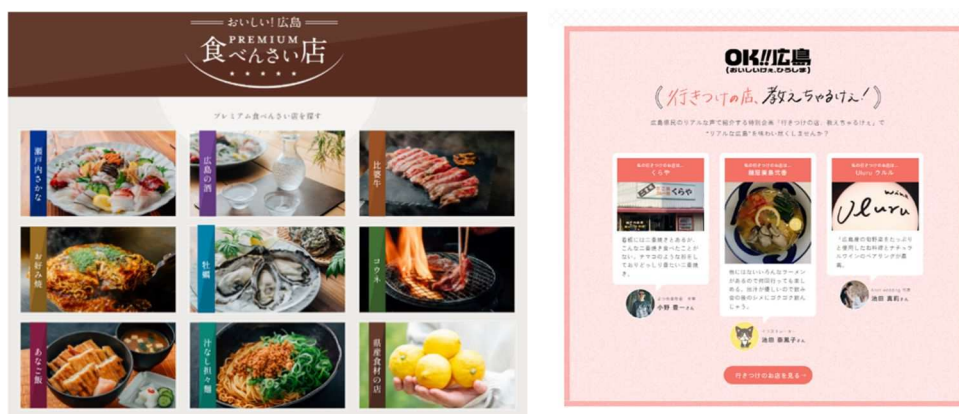
(3) 価値発信

- 施策の相乗効果を高めるため、関係部局が一体となって、首都圏等でのプロモーションやメディア等を通じた発信に取り組みます。
- 「こだわり漁師」のクラフトマンシップ(職人気質)が、「瀬戸内さかな」のおいしさの源を構成する重要な要素であるとして、市場や飲食店、魚好きな消費者からの注目を集めていることから、その存在やこだわりが産み出す「瀬戸内さかな」の品質の良さについて、SNSなどを活用しながら幅広い認知の獲得に取り組んでいきます。



「こだわり漁師」のPR コンテンツ

- 日本の和牛のルーツといわれる歴史と伝統、近代科学で明らかになったおいしさに関係するエビデンスに加え、卓越した料理人の手により進化を続ける広島和牛の認知獲得のためのPRや、比婆牛の喫食体験につながる情報発信を行い、ブランドイメージの醸成につなげます。
- 「瀬戸内さかな」や広島和牛を含め、「おいしい！広島」を体験できる店舗の可視化や、食体験をテーマとしたツアー造成などの誘客促進に係る取組と連動して、旅行者の動線を見据えた切れ目ない情報発信等を行い、広島食を提供する飲食店に誘導を図ります。



「おいしい！広島」公式ホームページ

- 「瀬戸内さかな」と広島和牛のペアリングや新たな食の打ち出し軸により創出した価値を、広く発信し、多くの方への実食に誘導することで、広島のおいしいイメージ醸成につなげます。

5 指標

指標項目	前計画策定時 基準値(R1)	現状値 (R7)	5年後の目標値 (R12)
おいしいと思う食資産数	—	(県内) 4.5 個 (首都圏) 2.1 個	(県内) 6.9 個 (首都圏) 2.7 個
(目標設定の考え方) 「おいしい！広島」の推進に向け、「おいしいと思う食資産数」を増加させることが「広島はおいしさの宝庫である」ことへの共感につながると考え、指標として設定しました。 「おいしい！広島」の取組から 10 年目の R15 に、おいしいイメージのある都道府県を参考に、県民が「おいしいと思う食資産数」が県内で7つ程度、首都圏で3つ程度の水準になることを目指し、プロモーションを契機とした認知・体験・共感に至る行動プロセスを加味して、目標値を設定しました。			
海面漁業生産額 (R8 以降平均) ＜ビジョン指標＞【再掲】	67 億円 (H27-R1 平均)	68 億円 (R1～5 平均)	70 億円 (R8～12 平均)
(目標設定の考え方) 近年、減少傾向にある漁獲量を現行水準に維持するとともに、「瀬戸内さかな」が広島を代表する食資産に成長することで需要が喚起されている状態として、現状値から増加させる目標を設定しました。			
市場の鮮魚平均キロ単価【再掲】	905 円	1,086 円	1,188 円
(目標設定の考え方) 「瀬戸内さかな」の安定供給体制の構築に向けては、「瀬戸内さかな」の価値を向上させる取組が重要であるため、指標として設定しました。「こだわり漁師」の増加を図り、市場関係者も一体となってバリューチェーンを整えることで、コスト上昇を上回る市場単価の水準を目指し、目標値を設定しました。			
広島血統和牛の取引額 (広島食肉市場) ＜ビジョン指標＞【再掲】	—	8.6 億円 (R6)	12.4 億円
(目標設定の考え方) 広島和牛を牽引する比婆牛や神石牛等の広島血統和牛が、県民や観光客に対して価値の高い食資産として認知が高まっている状態と、その需要の増加に応じた生産が実現している状態として、目標を設定しました。			

Ⅱ 地産地消の推進

目指す姿(5年後)

- 生産者・事業者・消費者が相互に支え合い、消費者が県内農林水産物を知る・買う機会や里山・里海と生産者がつながる機会の創出に取り組み、県内における生産と消費の好循環が実現しています。

目指す具体的な状態

- 県民(消費者)や事業者が、県内農林水産物等に関する情報を得る機会が増えており、農林漁業体験・交流等を通じて、自らも地産地消に関する情報収集・発信を行っています。また、生産者自らが、生産する農林水産物の価値とともに農林水産業や里山・里海が持つ多様な価値を理解し、積極的な発信を行っています。
- 県民(消費者)が、多彩でおいしい食材や料理に触れ、食の豊かさを享受しています。学校給食や食育活動と通じて、子供の頃から広島食文化や食資産に触れる機会が増えていきます。事業者と生産者が連携して、県内農林水産物の店舗販売、飲食店での提供、新商品開発等が積極的に行われています。
- 県民(消費者)が、里山・里海との交流を通じて、里山・里海におけるイベントや農業体験・調理体験などへの関心が高まり、参加しています。また、生産者が、事業者と連携したイベント参加や体験コンテンツの提供等に取り組んでいます。

目指す姿の設定の考え方

- 地産地消の取組を強化していくためには、生産者から農林水産物に関する情報を発信する「知ってもらう」取組を行いながら、「作る・届ける」取組を行うとともに、消費者、事業者はその情報を「知る」ことを通じて、「買う・使う」取組を行い、消費者、事業者自身も情報を発信する「知ってもらう」取組を行っていくという循環を継続させていく必要があります。
- そのためには、生産者と消費者が交流するなど「つながる」取組によって、相互の理解を深めていくことも重要です。
- このため、「知ってもらう・知る」、「作る・届ける」、「買う・使う」、「つながる」の4つの取組を行い、生産と消費の好循環の実現を目指します。

施策の推進方法

- 地産地消の好循環の実現に向け、JAグループと県で構成され、オブザーバーとして消費者団体や事業者団体等も参加しているひろしま地産地消推進協議会を中心にあらゆるステークホルダーの参画を促しながら取り組んでいきます。

Ⅱ 地産地消の推進

- 地産地消の推進は、4つの施策の柱のうち、「作る・届ける」については、農林水産業アクションプログラムの中の「農業」「畜産業」「水産業」の施策の柱において実施してきましたので、この項目では、「知ってもらう・知る」「買う・使う」「つながる」について記載しています。

1 これまでの取組の成果と課題

(1) 知ってもらう・知る

- 県やJAグループなどの関係団体からなるひろしま地産地消推進協議会が運営するウェブサイトのリニューアルにより、直売所情報や産地マップ、旬の農産物などの鮮度の高い情報発信を強化しました。また、若い世代への訴求を目的に公式Instagramを開設し、生産者や事業者が自ら発信する「おいしい！広島」関連情報の拡散を後押ししました。
- その結果、Instagramのフォロワー数は増加傾向であり、引き続き情報発信を強化する必要があります。なお、県内農産物を意識して購入する人の割合は高水準を維持していますが、この意識調査は、主に直売所の購買者が回答していることから、調査手法を見直す必要があります。

(2) 買う・使う

- 学校給食では、栄養教諭等が生産者等から農林水産物の魅力を学ぶ研究会・産地視察の開催支援や、ひろしま給食推進プロジェクト「100万食メニュー」において「おいしい！広島」プロジェクトと連携し、児童生徒が考案したレシピを元に飲食店でメニューを提供する取組などにより、県内農林水産物への児童生徒の理解促進に貢献しました。
- また、直売所の魅力向上に向けた巡回指導・助言、県内小売店を対象に「3-R」等の県産コーナー拡大、市町との個別協議による学校給食向け利用の促進などにより、直売所の売上や学校給食における地場産物の使用割合は、向上しています。
- 今後、更なる供給拡大につなげるためには、学校給食における各品目の需給を可視化している先進的な自治体の取組を参考にするなど、市町に応じた取組を支援する必要があります。

(3) つながる

- 若い世代が地産地消に関わる機会を創出するため、県内9大学と連携し、生産者との交流を通じた県産食材のレシピ開発や学生による情報発信、マルシェの開催などを支援してきました。
- また、農林漁業体験をしたことのある人の方が、県産をより意識して購入する傾向があることが、食のイメージ調査により明らかとなりました。
- しかしながら、農林漁業体験の参加率は低くなっており、この要因として、どのような体験コンテンツがあるのか、また、その参加方法が分かりにくいことなどの課題が挙げられています。



ひろしま地産地消ファンクラブウェブサイト



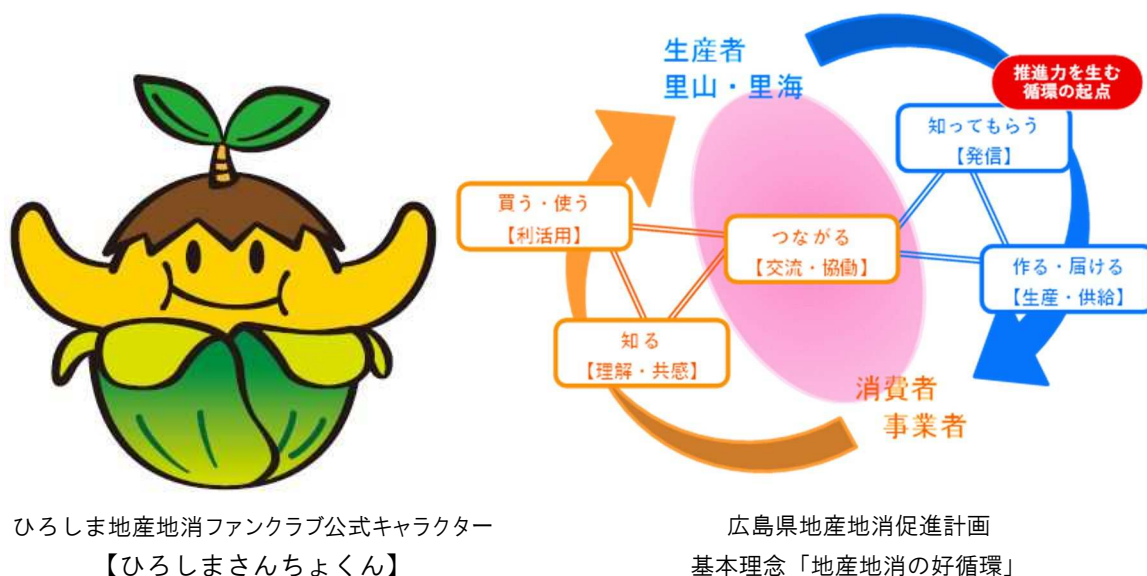
みのりみのるマルシェの様子

2 考慮すべき情勢変化

- SNSが急速に発達し、利用者が情報収集だけでなく、自らも情報発信をしていることから、県や関係機関からの情報発信にとどまらず、生産者、消費者や事業者の自らの情報発信により、相互理解を深め、共感の輪を広げる必要があります。
- ライフスタイルの変化に伴う食の外部化や簡便化が進展しています。

3 目指す姿の実現に向けた取組の方向

- SNS等で生産者や消費者等による鮮度の高い情報発信や、飲食店・直売所・学校給食などでの県内農林水産物の活用を拡大するとともに、食育活動を通じて、子供の頃から県内農林水産物等への理解を促進します。また、マルシェや体験イベントで都市と里山・里海の交流を進めます。こうした取組を一体的に進めることにより、地産地消の好循環につながっていきます。



4 具体的な行動計画（具体的な取組内容）

- (1) 知ってもらう・知る
- 「ひろしま地産地消ファンクラブ」のウェブサイト及びSNSをはじめ、それぞれの媒体が有する特性を踏まえた適切な発信を行うこととし、地産地消や農業体験等について鮮度の高い情報発信を継続して行います。
 - 生産者・消費者・事業者の相互理解や共感の輪を広げることを目的として、多様な県内農林水産物をテーマとし、若年層を中心に、生産者・消費者・事業者が自らSNSを活用して様々な情報を発信し、相互に応援することによる盛り上がりを創出し、地産地消や県内農林水産物への理解を深めるキャンペーンを実施します。
 - 「ひろしまフードフェスティバル」については、「おいしい！広島」プロジェクトに関連したブース出展、市町や関係機関等と連携した取組などにより、地産地消のPRにつながる魅力的なイベントになるよう工夫をしながら実施します。

(2) 買う・使う

- 応援登録制度に登録されている生産者と事業者との試食商談会をはじめとするマッチング機会を提供し、県産食材の利活用の促進につながる取組を支援します。
- 地場産物の学校給食での利活用に係る市町を超えた広域での先進的な取組等を県内学校の栄養教諭等に向けて紹介するとともに、関係機関と連携し、各市町や給食施設の実情に応じた、具体的な品目提案と供給体制の構築に加え、ニーズに応じた計画的な生産が行われるよう支援します。
- 子供の頃から広島県の食資源や農林水産業について知り、理解を深めることができるよう、学校給食における地場産物の使用や食育教材を活用した食に関する指導を推進し、県内農林水産物への愛着心の醸成を促します。
- 直売所を対象とした専門家派遣や研修会等により、産直市や産直コーナーのブラッシュアップを図り、地場産物の売上拡大を支援します。
- 「おいしい！広島」プロジェクトと共創した企画の実施をはじめ、県内スーパー・量販店等と連携した販促イベントの開催や県産食材を使用した商品の開発・PRを実施し、県内農林水産物の消費拡大を図ります。

(3) つながる

- 子育て世代や大学生等が、生産者等との交流による農林漁業体験や料理体験等を通じて地産地消への学びを深められる取組を支援します。
- みのりみのるマルシェの開催など、県内農林水産物の販売だけでなく、生産者や里山・里海の魅力を伝えることができる、都市部の県民（消費者）と生産者等の対面による交流機会の充実を図ります。



学校の給食の時間における食育の様子
(熊野町)



県産食材のレシピ開発をする大学生
(広島文教大学)

5 指標

指標項目	前計画策定時 基準値(R1)	現状値 (R7)	5年後の目標値 (R12)
県内農林水産物を意識して購入している人の割合(全体)	—	34.8%	50.0%
(目標設定の考え方) 地産地消の推進に向けては、県民一人ひとりの購買行動の変化が重要であり、「意識して買う」という消費行動は、地産地消の定着状況を示すため、指標として設定しました。これまでの実績を考慮した上で、5年後に50%とする目標を設定しました。			



CHAPTER

07

安全・安心な
農林水産物の提供

第7章 安全・安心な農林水産物の提供

目指す姿(5年後)

- 農薬や肥料の適正使用や食品表示の監視などにより、安全・安心な県内農林水産物が適切に生産され、円滑に流通しています。
- また、畜産物を安定的に供給するため、重大な動物感染症に対する発生予防対策を構築するとともに、万が一発生した場合も、迅速な初動によるまん延防止対策が構築されています。

目指す具体的な状態

- 農薬取締法に基づく農薬の適正使用や肥料法に基づく肥料の安全性確保、農業生産工程管理の導入により、安全な農産物が生産されています。
- また、食品表示法、米トレーサビリティ法、食糧法及び農産物検査法に基づく産地情報等の適正表示により、消費者の信頼が維持・向上しています。
- 重大な動物感染症に対しては、畜産経営体が自らの農場を守る意識を持ち、飼養衛生管理基準を遵守しています。
- また、野生動物からの家畜への感染ルートが遮断されるとともに、万が一発生した場合も、迅速かつ的確な初動防疫体制が確立され、被害を最小限に食い止めることができます。

目指す姿の設定の考え方

- 県民に対し、安全・安心な農林水産物を安定的に供給することは、農林水産業に関わる全ての者が持つ責務です。
- このため、ルールに基づいた生産、流通が行われるよう指導していく必要があります。
- また、畜産経営体は大規模化が進んでおり、ひとたび家畜の伝染病が発生した場合は、安全・安心な畜産物の安定供給が不安定になり、県民の生活を脅かすリスクが極めて高いことから、迅速に対応できるようリスクマネジメント体制を構築する必要があります。

施策の推進方法

- 市町や関係機関と密接に連携しながら、法令に基づく各種調査や検査を適正に実施するとともに、関係団体とも連携し、農場に対する発生予防の啓発や衛生管理体制の指導・徹底、発生に備えた防疫体制の整備等に取り組んでいきます。

I 安全・安心な農林水産物の提供体制の確保

1 これまでの取組の成果と課題

- 農薬危害防止運動を通じて、農薬適正使用への意識を高めるとともに、農薬使用者・販売者への検査指導を実施し、農薬事故の発生防止に努めました。
- 肥料の品質の確保等に関する法律（以下、「肥料法」という。）に基づく立入検査の実施や、事業者からの相談対応を実施し、適正な表示による流通に努めました。
- G A P（農業生産工程管理）認証取得に向けた研修会や、販売店や飲食店での啓発活動により、G A Pの効果を活かせる生産者の個別認証やJ Aによる団体認証の取得は進みましたが、個別認証では認証コストの負担や実需者が求めるロット確保が厳しいなどの課題から、取組の継続が困難となっています。

指標	基準値 (R1)	直近実績値 (R6)	目標値 (R7)	達成状況
GAP 認証経営体数（累計）	46 経営体	91 経営体	156 経営体	未達見込

- 令和4年4月に加工食品の原料原産地表示制度が完全施行され、生産者や食品関連事業者を対象に、講習会や表示相談対応を行った結果、制度への理解は進みました。
- 原材料の仕入産地が多岐にわたっており、食品表示ミスが依然として認められます。
- 県内農林水産物を原材料に使用している旨を表示している加工食品が、多く製造販売されていますが、その真正性を示す根拠資料の整備が不十分なものも見受けられます。

2 考慮すべき情勢変化

- 食のグローバル化や産地偽装などを背景に、食品の安全性に対する消費者の関心は近年高まっています。
- G A Pの実践は食品の安全性向上や農業経営の改善や効率化に資する重要な取組であり、引き続き推進していく必要があります。

3 目指す姿の実現に向けた取組の方向

- 農薬の適正使用や肥料の登録・届出に関する指導、生産者へのG A P推進の支援、並びに事業者の食品表示に関する適正化に向けた調査・指導等により、安心・安全な農林水産物の生産と供給に取り組みます。

4 具体的な行動計画（具体的な取組内容）

（1）安全・安心を提供する生産・流通体制の強化

ア 農業

- 農薬・肥料の安全かつ適正な使用・流通については、引き続き、関係機関と密接に連携しながら、法令に基づく各種調査や検査を適正に実施します。さらに、農薬による危害の未然防止を図るため農薬危害防止運動を実施し、農薬使用者等の農薬の安全かつ適正な使用の意識醸成に取り組みます。また、肥料の登録、届出及び流通が適正に行われるよう、事業者を対象とした周知及び相談対応を行います。
- 更なる安全性の向上に取り組もうとする生産者グループや産地を対象に、研修会を実施し、GAPの実践を支援します。

イ 畜産業

- 安全・安心な畜産物を安定して供給し続けられるよう、動物用医薬品等の適正管理・使用の推進・監視を行うとともに、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく死亡牛のBSE検査の実施に取り組みます。

ウ 水産業

- 毒化した貝類の流通を防ぐため、貝毒検査などの貝毒安全安心対策を着実に実施します。また、赤潮や貝毒等による漁業被害を未然に防止するため、漁場環境を監視します。



GAP基礎研修会



GAP団体認証取得実践研修

（2）安全・安心な食品の提供に向けた取組

- 食品表示等の監視指導については、引き続き、関係機関と密接に連携しながら、各法令に基づく調査や検査の実施、事業者を対象とした周知及び相談対応により、食品表示等の適正化を推進します。



食品表示の監視



食品表示講習会

(3) 消費者の理解促進に向けた取組

- 生産者のGAPの取組など、生産者による安全・安心な農林水産物の生産に向けた取組をホームページ等により情報発信することで、農産物への安心感を高めます。
- 加えて、BSEや貝毒等の検査結果や、関係法令に基づく調査結果等のホームページ等による情報提供を行うことで、消費者の食の安全・安心に対する理解を促進します。
- ホームページ等による食品表示に関する情報提供を行うことで、消費者の食品表示に関する正しい知識の普及啓発を行います。

5 指標

指標項目	前計画策定時 基準値(R1)	現状値 (R7)	5年後の目標値 (R12)
県内農林水産物を意識して購入している人のうち理由として、信頼感を重視した人の割合	—	92.2%	95.0%
(目標設定の考え方) 消費者からの県内農林水産物に対する信頼性を高めるため、生産・流通・販売段階での取組の結果、消費者目線で安全・安心を実感できる統一的な指標として設定しました。高水準である現状値(92.2%)を維持・向上させることを目指して、同水準の95.0%を目標として設定しました。			

Ⅱ 重大な動物感染症等の発生予防・まん延防止

1 これまでの取組の成果と課題

(1) 重大な動物感染症の国内・県内発生状況

ア 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生状況

	国内	広島県
令和2年度	52事例(殺処分 約987万羽)	1事例(殺処分 約13万羽)
令和3年度	25事例(殺処分 約189万羽)	1事例(殺処分 約3万羽)
令和4年度	26事例(殺処分 約1,771万羽)	6事例(殺処分 約168万羽)
令和5年度	10事例(殺処分 約104万羽)	1事例(殺処分 約8万羽)
令和6年度	51事例(殺処分 約932万羽)	未発生
令和7年度	24事例(殺処分 約575万羽)	未発生

イ 飼養豚における豚熱発生状況

	国内	広島県
平成 30 年度以降	104事例確認(殺処分 約44万頭)	未発生

- 県民への安全で安心なおいしい畜産物を安定的に供給するため、家畜疾病の発生予防とまん延防止は極めて重要です。中でも、高病原性鳥インフルエンザや豚熱は、伝染力や致死率が高く、農場で発生した際は、迅速なまん延防止の対応が求められ、畜産経営だけでなく、畜産物の供給不足や価格高騰など県民生活に甚大な影響が生じます。こういった疾病を県では「重大な動物感染症」と位置付け、発生防止とまん延防止対策を講じています。
- 鳥インフルエンザは、平成 16 年 1 月に国内で 79 年ぶりに発生しました。それ以降、ほぼ毎年発生しており、本県では、令和2年度に初めて家きん飼養農場で発生しました。
- 豚熱は、国内では平成 18 年度に撲滅した疾病でしたが、平成 30 年9月に国内で再度発生が確認され、それ以降継続的に発生しています。
- アフリカ豚熱は国内での発生はないものの、韓国や台湾といった近隣国では継続して発生しています。
- また、口蹄疫は、平成 22 年度に宮崎県で発生して以降国内での発生はないが、アジア地域では発生が続いており、国内への侵入が危惧されています。

(2) 県内での発生予防対策とまん延防止対策

- 鳥インフルエンザは、令和 2 年度に本県の家きん飼養農場で初めて発生して以降、令和 5 年度まで毎年度発生した経験を踏まえ、発生した際に迅速に防疫措置を完了させるための体制整備を行うとともに、国内外の発生状況を踏まえて、県内発生リスク分析に基づく予防措置を進めます。

- 豚熱は、令和4年3月に県内で初めて野生いのししの感染が確認されて以降、野生いのししの感染が県内全域に拡大していますが、野生いのししに対する豚熱経口ワクチン散布や、養豚経営体における施設整備及び飼養衛生管理強化に取り組んだ結果、養豚経営体においては未発生を維持しています。
- 上記以外の疾病については、飼養家畜の定期的な検査や病性鑑定により疾病を摘発し、衛生指導を継続して行っており、法的措置が必要な家畜伝染性疾病は令和5年度以降発生していません。

2 考慮すべき情勢変化

- 近年、全国的に高病原性鳥インフルエンザをはじめとした重大な動物感染症が頻発しており、経済的被害や畜産物供給など様々な影響が生じています。
- アフリカ豚熱や口蹄疫などは、国内での発生はないものの、海外での発生が続いていることから、今後、人の移動や国外からの畜産加工品の持ち込み等に伴い、新たな家畜伝染病が国内に侵入してくるリスクがあります。

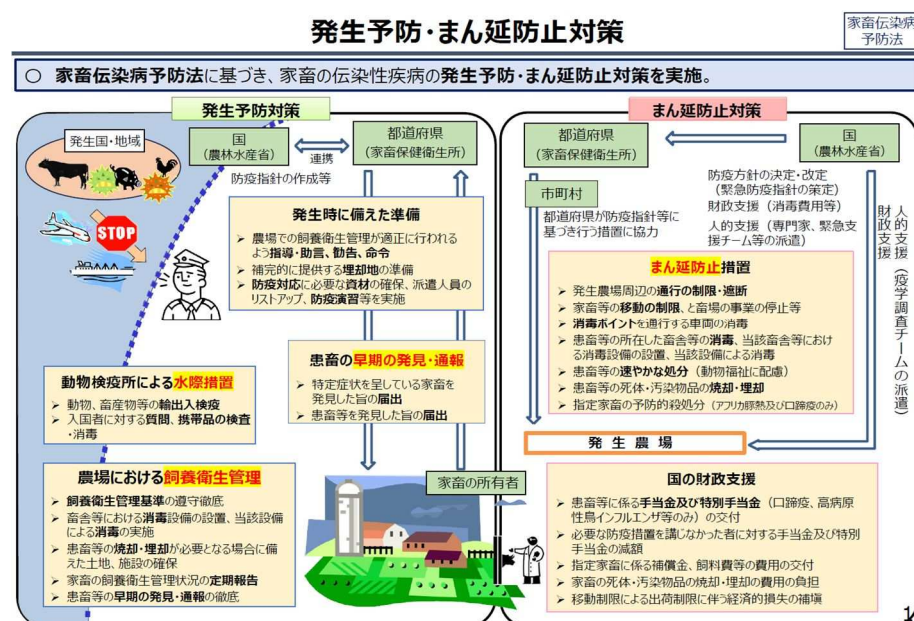


図 家畜伝染病予防法による家畜疾病の発生予防とまん延防止対策（農林水産省HPより）

3 目指す姿の実現に向けた取組の方向

- 持続可能な経営を行う上で、収益や生産性に影響を及ぼす家畜伝染性疾病への対策は重要なため、飼養衛生管理基準の遵守指導及び計画的な家畜疾病検査体制の確保により危機要因を確認し、発生防止対策に取り組み、家畜伝染性疾病による損耗防止を図ります。
- さらに、法律改正や新たな疾病への対応、状況に応じた対策の見直しと農場発生時の対応計画の更新などを継続して行うことで、発生予防対策とまん延防止対策の更なる改善を進めます。

4 具体的な行動計画（具体的な取組内容）

(1) 発生予防対策：原因を農場内に持ち込ませない対策

ア 飼養衛生管理の徹底、全農場関係者の意識の醸成

- 畜産経営体は、疾病の原因となるウイルスなどを「自農場内に持ち込ませない」という方針のもと、経営者から従業員まで同じ認識を持つ必要があります。
- このため、平常時から畜産経営体に勤務する全ての人が飼養衛生管理基準を学べるよう研修資料や研修動画を作成し、共有することにより、衛生管理の基本行動に係る意識醸成を図ります。

イ 畜産経営体ごとの農場衛生管理体制の構築

- 毎年度、前シーズンに発生した疫学情報を基に、「リスクポイント」について畜産経営体と共有し、改めて自農場における取組の振り返りを行うことにより、農場内ルールや農場内対策の更新（アップデート）を促し、農場内での運用により弱点の改善を進めます。

ウ 野生動物対策

- 疾病原因となるウイルスなどを農場に持ち運ぶ要因として、野生動物等の関与が指摘されているため、野生動物等の農場内への侵入防止対策や農場内における履物や衣服の交換を行うなど、原因を持ち込まないための農場入退場のルールの再徹底を指導するとともに、消毒薬の配布支援も継続します。

『発生』＝『内部要因リスク（農場への侵入）』×『外部要因リスク（県内への侵入）』



図 重大な動物感染症の発生予防対策の構造(新しい知見に合わせて更新する)

(2) まん延防止対策

ア 農場ごとの防疫対策(対応計画)の策定

- 万が一の発生を想定し、畜産経営体ごとの発生時のまん延防止措置を「対応計画」として作成し、発生後のまん延防止に備えます。

イ 迅速な初動によるまん延阻止(殺処分ほか)

- 疾病発生時には、多くの人や資材が発生農場に集まり作業を行うことになることから、粉塵等によりウイルス等が拡散する可能性があります。ウイルス等の拡散を防止するため、発生農場内での作業動線の遵守や初動の拡散防止措置を行います。

ウ 分割管理による被害拡大抑制

- 大規模経営体においては、万が一発生した際は、畜産物の安定供給に甚大な支障が生じることから、まん延防止の対策コストや経営再建コストなどのリスクが極めて大きい状況となります。これらの影響を軽減するため、農場を衛生的に分割して管理する仕組みの導入検討を指導し、希望する経営体に対して導入支援を行います。

エ 迅速な防疫措置(焼却、埋却)

- 迅速な防疫措置を進めるためには、最終処分方法が事前に決定している必要があります。このため、畜産経営体が準備している埋却地の事前確認及び埋却地が不足する場合は必要な土地を確保するよう継続して指導します。さらに、繰り返し発生した場合には、埋却地の確保が困難となるため、市町及び民間事業者の協力が得られるよう、事前調整や協定締結等により、焼却処分が実現可能な体制を構築します。

『まん延』=ウイルスの増殖(『宿主』×『病原体』)×ウイルスの拡散(『感染経路』)

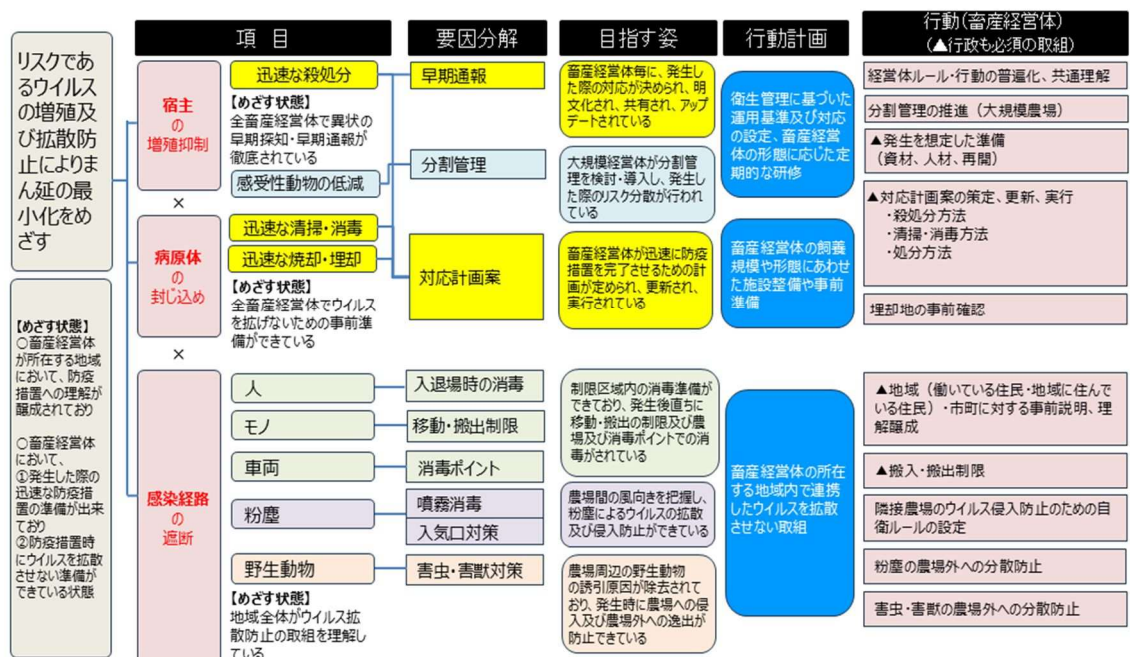


図 重大な動物感染症のまん延防止対策の構造(新しい知見に合わせて更新する)



CHAPTER

08

防災力の強化と
公益的機能の維持・発揮

第8章 防災力の強化と公益的機能の維持・発揮

目指す姿(5年後)

- ため池の補強や廃止などハード対策が着実に進むとともに、保全活動や点検により、ため池が適正に管理され、農業用水が確保されるとともに、公益的機能が維持・発揮されています。
- また、効率的かつ効果的な治山施設の整備や、既存施設の老朽化対策を進めることで、山地災害が未然に防止され、県民への影響が減少しています。
- 加えて、人工林や里山林において、荒廃すると県民生活への影響が大きい箇所を中心に、間伐などの森林整備や保全活動が進み、森林の持つ公益的機能が維持・発揮されています。

目指す具体的な状態

- ため池の健全度評価の結果に基づいて、計画的に補強や廃止などハード対策が着実に進むとともに、地域住民を中心とした保全活動や専門技術者の定期点検、管理者の日常点検によって、ため池の異常を早期に発見でき、災害を未然に防止できています。
- 保全対象の重要度や崩壊等の危険度の高い山地災害危険地区を中心に治山施設の整備が進むとともに、老朽化が進んでいる既存治山施設においても、優先すべき施設から対策が進んでいます。
- 手入れ不足の人工林約 3.4 万 ha のうち、民家や農地などの保全対象に近い森林や、水土保持の観点から重要度の高い森林を中心に、林業経営体等による間伐が進んでいます。
- また、民家や農地などの保全対象を勘案し、優先して整備すべき里山林を中心に、地域住民団体や森林ボランティア団体などにより、目的に応じた適切な森林整備や保全活動が進んでいます。

目指す姿の設定の考え方

- ため池の健全度評価の結果、多くのため池で対策が必要と判明したことから、農業利用を継続する池は補強を、利用しない池は廃止を着実に進めるとともに、工事が完了するまでの間は、ため池が決壊した場合でも人的被害を未然に防止できるよう、保全活動を着実にを行うとともに、点検によりため池の異常を早期に発見する必要があります。
- 山地災害を防止するため治山施設の整備を実施してきたが、未着手の山地災害危険地区は多く存在しており、優先度を判定するなどして着実に取り組む必要があります。
- 手入れ不足の人工林や放置された里山林は広く存在しており、県民生活への影響が大きい箇所を中心に継続的に整備する必要があります。

施策の推進方法

- 市町と連携しながら、評価結果等に基づく影響度の大きさなどにより優先順位を整理し、確保できるリソースなどを総合的に勘案した上で、ハード・ソフトの両面から効果的な防災対策を推進します。
- 治山施設の整備に当たっては、地元からの要望を踏まえ、市町と連携し、保全対象の重要度や崩壊等の危険度により優先度判定を行い、計画的に対策を実施します。
- 森林の公益的機能が維持・発揮されるよう、適切な保全管理のための取組や体制づくりを支援します。

I 防災力の強化と農地・農業用施設の適正管理

1 これまでの取組の成果と課題

(1) ため池総合対策の推進

- 防災重点ため池の名称、位置及び浸水想定区域に関する情報を、「広島県ため池マップ」等を通じて情報提供するとともに、作成した浸水想定区域図を基に、市町において避難所など住民が避難に必要とする情報を付加した「ハザードマップ」が作成・公表されるよう支援に取り組みました。
- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、令和3年度から3年間で、県内全ての防災重点農業用ため池約6,500箇所の劣化や豪雨に対する診断を行い対策が必要な約4,000箇所の池が判明し、加えて、工事が必要なため池を優先して、地震に対する安全性の評価を行いました。
- こうした健全度評価と併せて、学校などの避難所や防災活動の拠点となる施設への浸水による影響の有無などにより、市町と連携して優先順位を定め、約900箇所について工事が完了しました。

指標	基準値 (R1)	直近実績値 (R7)	目標値 (R7)	達成状況
防災重点ため池の防災工事(補強・廃止)の完了箇所数 下段の[]は累計	4箇所 [463箇所]	99箇所 [903箇所]	68箇所 [883箇所]	達成



【図1 広島県ため池マップによる防災情報の提供】



【図2 劣化・豪雨に対する診断の様子】

(2) 地すべり防止・海岸保全施設の保全対策

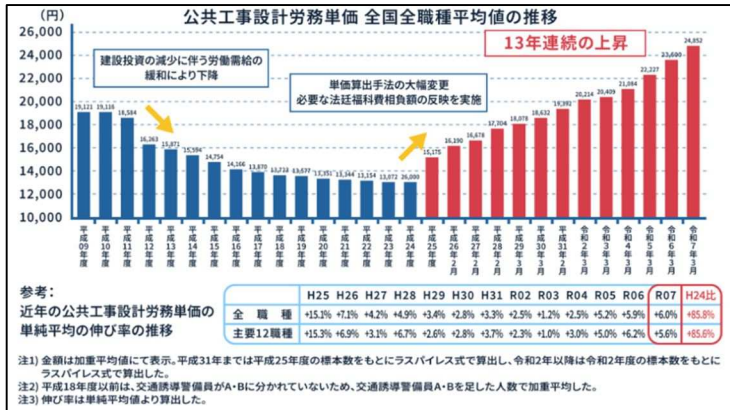
- 農地や農村地域の安全・安心の確保に向け、地すべり防止施設や海岸保全施設の整備及び改修などを計画的に進めました。

(3) 生産基盤の保全管理

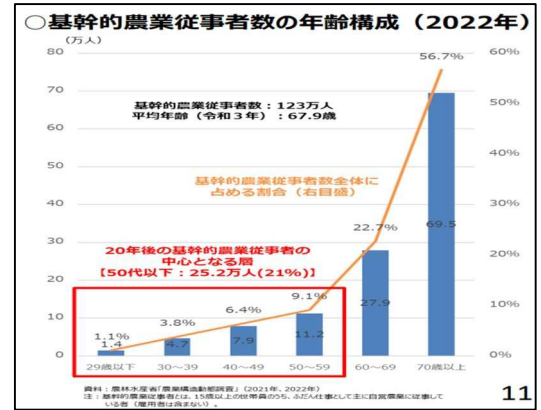
「第2章 III 担い手への農地集積と基盤整備・保全管理を参照」

2 考慮すべき情勢変化

- 近年、台風や集中豪雨に伴う風水害や土砂災害、地震災害などの自然災害が激甚化・頻発化しており、全国各地で甚大な被害が発生しています。
- 人件費や資材価格等の高騰により、防災工事における1箇所当たりの事業費が増大しており、年度ごとの工事箇所数が減少傾向にあります。



【図5 労務単価の推移(国交省 HP)】



【図6 農業従事者の年齢構成(農水省 HP)】

3 目指す姿の実現に向けた取組の方向

- ため池の補強や廃止などのハード対策を着実に進めるとともに、適正な管理のための技術的サポートや状態把握などのソフト対策を一層充実・強化させ、ハード・ソフト対策を相互に関連・補完させながら、あらゆる関係者と協働して、被害の未然防止につなげ、県土の強靱化を図ります。

4 具体的な行動計画（具体的な取組内容）

(1) ため池総合対策の推進

(ア) 防災工事(補強・廃止)

- 防災工事の実施については、決壊による人への被害が発生しないよう、「農業利用するため池」に対しては管理者による適切な管理体制の確保と補強対策を行う。また、「利用されなくなったため池」に対しては、まずは、水位を低下させ、安全性を確保した上で、順次、廃止工事を行うことが重要です。

- このため、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（ため池工事特措法）」に基づき実施した防災重点農業用ため池の劣化・豪雨診断の結果をもとに、健全度や決壊した場合の下流への影響の大きさなどから、防災工事の優先度を定め、各市町と連携して実行計画を作成し、県・市町の役割分担のもと、防災工事を着実に推進します。なお、防災工事の実施に当たっては、地域の自然環境との調和に配慮しながら進めます。



【図7 補強工事(改修)】



【図8 廃止工事】

(イ)管理体制の確保

- 適正な管理体制を確保するため、ため池管理者に対する適正管理のための情報の周知や技術的なサポートを行います。また、広島県ため池支援センターによるため池の状態把握を行うとともに、得られた情報をため池管理者等と共有し、状態に応じて各市町と調整しながら必要な対策を講じます。



【図9 専門技術者による点検状況】



【図10 ため池管理の様子】

(2) 地すべり防止・海岸保全施設の保全対策

- 地すべり防止施設や海岸保全施設については、農地などへの被害を未然に防止するための施設整備と機能保全対策を計画的に進めていきます。

(3) 生産基盤の保全管理

「第2章 Ⅲ 担い手への農地集積と基盤整備・保全管理を参照」

5 指標

指標項目	前計画策定時 基準値(R1)	現状値 (R7)	5年後の目標値 (R12)
防災重点農業用ため池の防災工事(補強・ 廃止)の完了箇所数(累計)	463 箇所	903 箇所	1,243 箇所
(目標設定の考え方) 農業用ため池の決壊などによる災害の未然防止に向けては、ソフト対策を組み合わせつつ、ハード対策を計画的に実施することが重要であるため、指標として設定しました。防災重点農業用ため池の防災工事(補強・廃止)を全て終えるには相当な時間を要するため、R12 が期限の「ため池工事特措法」の有利な財源等を活用し、県・市町で定めた優先順位に基づき着実に推進していくよう、過年度実績を考慮した上で、目標値を設定しました。			
ため池の状態の定期的な把握	—	—	1,247 箇所/3 年
(目標設定の考え方) 劣化診断の結果、堤体の健全度がかなり低い評価Cの 1,247 箇所のため池について、工事着手までの間、経年劣化による急激な進行を見逃さないよう、兵庫県の事例を参考に、3年周期で専門技術者によるパトロールを実施していくことを目指し、目標を設定しました。			

Ⅱ 山地災害防止に向けた取組

1 これまでの取組の成果と課題

- 平成 30 年 7 月豪雨以降は、災害関連の復旧工事に注力し、計画的に取り組んだことにより、未着手の山地災害危険地区のうち、新たに 134 箇所（R3～6）の治山施設を整備しました。

指標	基準値 (R1)	直近実績値 (R7)	目標値 (R7)	達成状況
山地災害危険地区における治山施設整備の着手箇所数	5,336 箇所	5,533 箇所	5,516 箇所	達成

- その他の地区においても防災対策として治山施設の整備を実施するとともに、既存施設の老朽化対策を実施することで、山地災害の防止・被害軽減を図ってきました。
- 一方で、県内における未着手の山地災害危険地区は約 19,000 地区となっており、全地区を整備するまでに相当の期間を要します。

未着手の山地災害危険地区と整備着手箇所数の関係性

$$\begin{array}{rclcl} (\text{危険地区数}) & - & (\text{工事着手地区数}) & = & (\text{未着手地区数}) \\ 24,447 \text{ 地区} & - & 5,451 \text{ 地区} & = & 18,996 \text{ 地区} \end{array}$$

2 考慮すべき情勢変化

- 気候変動の影響に伴い自然災害が激甚化・頻発化している状況にあります。
- 近年、人件費や資材価格等の高騰により、1 箇所当たりの事業費が増大しており、年度ごとの山地災害危険地区の着手箇所数が減少傾向にあります。

3 目指す姿の実現に向けた取組の方向

- 治山施設の計画的かつ効率的な整備や、老朽化が進行する既存治山施設の適正な維持管理などのハード対策に加え、山地災害リスクの周知や防災情報の提供などのソフト対策に取り組み、山地災害による県民への影響が最小限に抑えられるよう県土の強靱化を図ります。

4 具体的な行動計画（具体的な取組内容）

（1）治山施設の整備・老朽化対策の実施

- 集中豪雨等による山地災害を未然に防止するため、保全対象の重要度や崩壊等の危険度により優先度判定などを行い、計画的かつ効率的に治山施設の整備を進めます。
- 治山施設の機能が効率的・効果的に発揮し続けるよう、維持管理を進めるために策定した「個別施設計画」に沿って、着実に老朽化対策を進めます。また、5年に1度の間隔で実施している定期点検により施設の現況把握を行い、「個別施設計画」に反映させます。



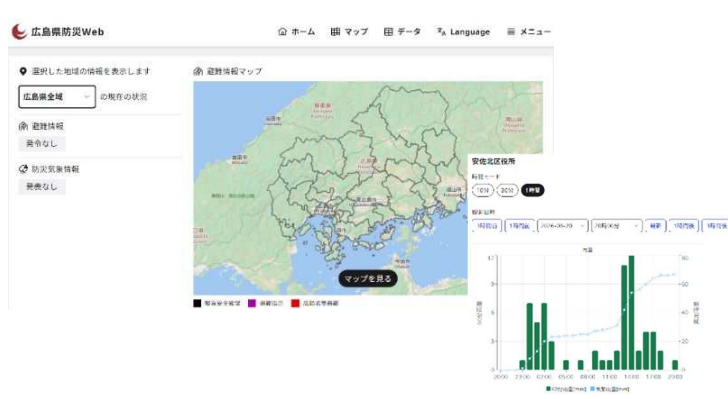
【治山施設の設置状況（呉市住吉谷地区）】

（2）山地災害に関する情報発信

- 山地災害のリスクや防災情報を県民及び自主防災組織等が直接入手できるよう、ホームページにおける情報提供や、地域、学校等を対象とした防災教育の充実に取り組みます。



【広島県山地災害危険地区情報システムによる情報提供】



【広島県防災Webによる治山雨量観測局データの提供】

5 指標

指標項目	前計画策定時 基準値 (R1)	現状値 (R7)	5年後の目標値 (R12)
山地災害危険地区における治山施設整備の 着手箇所数	(5,336 地区)	(5,533 地区)	
		5,451 地区	5,576 地区
(目標設定の考え方) 山地災害による県民への影響が最小限に抑えられるよう、過去 10 年間の着手箇所数と事業費の実績値から、 毎年 25 箇所に着手することを目指し、目標を設定しました。			

- 山地災害危険地区における治山施設整備の着手箇所数の上段(括弧書き)は、令和8年3月末時点の危険地区数(24,738 地区)に対する着手箇所数
 - 山地災害危険地区における治山施設整備の着手箇所数の下段は、危険地区の再点検後の危険地区数(24,447 地区)に対する着手箇所数
- 注)山地危険地区数の減少(24,738 地区→24,447 地区)は、再点検結果によるもの。

Ⅲ 森林の公益的機能の維持

1 これまでの取組の成果と課題

- 荒廃すると県民生活への影響が大きい人工林の間伐を実施し、手入れ不足の人工林約 3.9 万 ha (R2) のうち、4,232ha (R3～7) を解消しました。

指標	基準値 (R1)	直近実績値 (R7)	目標値 (R7)	達成状況
手入れ不足の人工林間伐面積	617 ha/年	836 ha/年	1,050 ha/年	未達

- 森林所有者との調整が円滑にできる人工林の整備は進んでいる一方で、森林の境界確認や所有者の所在等の確認が必要な人工林が増えており、整備実施を停滞させる要因となっています。
- 里山林を対象として、山地防災や鳥獣被害防止など地域課題の解決に資する森林整備の実施や、森林ボランティア団体等の設立・活動への支援等により、里山林を活用しながら管理する団体数が 69 団体 (R2) から 113 団体 (R7) まで増加しました。

指標	基準値 (R1)	直近実績値 (R7)	目標値 (R7)	達成状況
里山林を活用しながら管理する団体数	67 団体/年	113 団体/年	109 団体/年	達成

- 一方で、里山林は県内に広く分布しており、放置林の荒廃が進んでいる上、里山林は樹種や成立本数など森林の状況が多様であるため施業方法の確立が難しく、伐採等の施業に手間やコストがかかり、整備が十分に進んでいない状況です。

2 考慮すべき情勢変化

- 今後、生産年齢人口（15～64 歳）は減少する見込みであり、特に中山間地域においては人口減少が顕著となることから、林業や森林保全活動の担い手不足のほか、不在村森林所有者の増加や世代交代の進行により、森林整備に係る同意取得や境界確認がさらに困難になることが懸念されます。

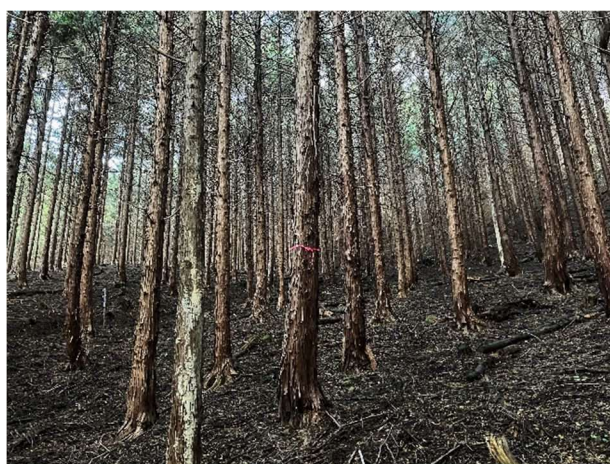
3 目指す姿の実現に向けた取組の方向

- 森林の境界確認等に係る支援により、手入れ不足の人工林の間伐を一層推進するとともに、所有者の施業意思がない森林については、森林経営管理制度等を活用して公的な整備を進めます。
- 民家や農地などの保全対象の有無を勘案し、県民生活への影響が大きい里山林を抽出した上で、優先して整備すべき区域を推定するとともに、里山林整備における目的ごとの施業ガイドラインを示し、計画的かつ効果的な整備を推進します。

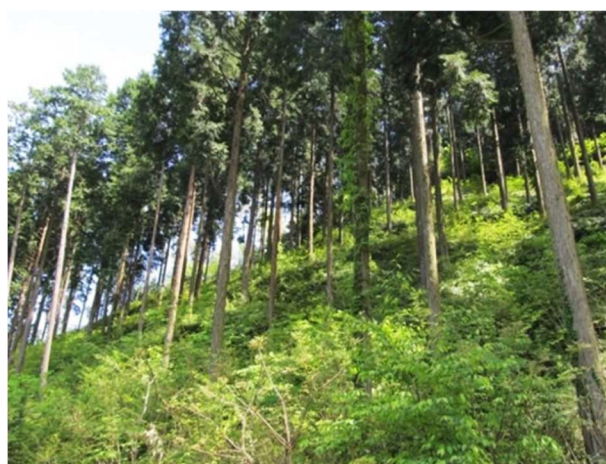
4 具体的な行動計画（具体的な取組内容）

（1）人工林対策

- 民家や農地などの保全対象に近い人工林や、水土保持の観点から重要度の高い人工林を中心に、ひろしまの森づくり事業や森林環境譲与税等を活用して手入れ不足の人工林の間伐を推進します。
- 間伐を進めるにあたり、リモートセンシングを活用した森林境界明確化の技術を県内市町に展開し、地形や目印、樹種の境界を明らかにすることで、森林の境界確定を推進します。
- 森林所有者の所在確認が必要な森林については、探索・交渉への必要経費の支援等により所有者を特定するとともに、所有者の施業意思がない場合は、森林経営管理制度の活用による公的な森林整備を進めます。



手入れ不足の人工林



間伐により手入れされた人工林

(2) 里山林対策

- 民家や農地などの保全対象の有無を勘案し、県民生活への影響が大きい里山林を県内全域で抽出した上で、優先して整備すべき区域を推定し、着実に里山林整備を進めます。
- 山地防災や鳥獣被害防止に向けたバッファゾーン（緩衝地帯）の設置など、里山林整備における目的ごとの施業ガイドラインを示し、効果的で効率的な整備を推進します。
- 森林保全活動や森林・林業体験活動、子どもの体験学習などに取り組む地域住民団体等に対し、必要経費の支援のほか、県民への活動の周知等により取組を推進します。
- 森林ボランティア団体に対して、初期投資や安全技術の習得、活動フィールドの確保に向けた支援のほか、情報交換や人材育成のための団体間の連携体制の構築を推進します。
- 松くい虫被害やナラ枯れ被害の対策として、県民生活や景観上重要度が高いなど、保全すべき森林及び周辺区域において、被害木の伐倒や薬剤くん蒸による防除を実施します。また、病虫害に強い里山林を目指し、被害を受けやすい高齢木の適切な伐採と更新を推進します。



鳥獣被害対策のバッファゾーン(緩衝地帯)整備



里山林における子どもの体験学習

5 指標

指標項目	前計画策定時 基準値(R1)	現状値 (R7)	5年後の目標値 (R12)
手入れ不足の人工林の間伐面積	617ha/年	836ha/年	940ha/年
(目標設定の考え方) 手入れ不足の人工林約 3.4 万 ha の解消を目指し、ひろしまの森づくり事業や森林環境譲与税等による年間の間伐必要面積を算出し、目標を設定しました。			
適切に整備されている里山林の面積	—	138ha/年	200ha/年
(目標設定の考え方) 民家や農地などの保全対象に近く、優先して整備すべき里山林約 2.4 万 ha のうち、施業・維持管理ができる森林の年間の整備必要面積を算出し、目標を設定しました。			

用語解説

用語解説

農林水産業における生産体制の再構築（農業） 編

— あ行 —

安心！広島ブランド認証 食の安全・安心を確保するとともに、地産地消を推進するための認証制度として、平成16年8月に創設。「広島県トレーサビリティシステム導入指針」に基づいたシステムを認証するトレーサビリティシステム認証と、化学合成農薬等を慣行使用の5割以下に抑えて栽培された農産物を認証する特別栽培農産物認証がある。

一般社団法人広島県鳥獣対策等地域支援機構 広域かつ継続的に鳥獣被害対策を行うため、専門的知識を有する専任者が市町や集落等における環境改善や侵入防止などの取組を支援する中間支援組織。通称「テゴス」。

エコファーマー 「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、たい肥等を使った土づくりと、化学肥料等の低減を一体的に行う生産方式を導入する計画を立て、知事又は市町長の認定を受けた農業者をいう。
なお、同法が令和4年7月に廃止になったことに伴い、みどり認定制度のうち土づくりと化学肥料・農薬の使用低減に取り組む農業者をエコファーマーとして位置づけることとなった。

— か行 —

企業経営体 農業経営において明確なビジョンを掲げ、従業員の育成や財務管理等のマネジメントを着実に実施しながら、効率的かつ持続的な経営発展を行うことができる法人経営体。

気象災害 高温、低温、霜、干ばつ、長雨や台風などの気象現象によって、枯死、生育不良、品質・収量の低下など農作物に被害が生じ、農業経営に大きな影響を与える災害。

広域捕獲 有害捕獲活動のみでは被害が減少していない市町境等において、農地等に出没して農作物に加害する個体を対象に県が行う捕獲活動。

耕作放棄 1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない状態。

コールドチェーン 生鮮食料品を生産者から消費者まで、冷凍、冷蔵、低温の状態で一貫して流通させるシステムをいう。

— さ行 —

J-クレジットの活用 農業者等が、環境にやさしい農業を実践することで得た温室効果ガス削減量を「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度」に基づいて承認されたクレジットとして、温室効果ガスを排出する企業などに売却すること。

実需者 量販店、加工業者、外食・中食業者等の大口需要者。

集落法人	集落（１～数集落）の農地の所有と利用を分離し、担い手となる農業法人に農地を集積することで、効率的・持続的な農業経営を行う法人。集落の住民で法人化を行なう「集落ぐるみ型（全戸参加型）集落法人」や、農業参入企業や個別の農家が集落の農地を担って法人化を行なう「担い手型集落法人」などのタイプがある。また、令和６年度からは「農業を担う者」として地域計画に位置づけられている。
食のイノベーション	多様な企業と農水産事業者が連携し、新商品開発や新サービスの提供等、新たなビジネスを創発する取組。
スマート農業	A I / I o T や、ロボット、ドローンなどの先端技術を活用して農作業の省力化・生産性の飛躍的な向上・農産物の高品質化を実現する新たな農業の在り方。
— た行 —	
多様な主体	兼業農家や地域住民などの農林水産事業者以外も含め、協働して活動する者。
多様な担い手	小規模農家や兼業農家など、地域の核となる担い手以外も含めた、農林水産業に携わる者。
地域計画	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）に基づき、市町が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（目標地図）を明確化し、公表したものをいう。正式名称は「地域農業経営基盤強化促進計画」。
地域農業将来ビジョン	農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の実行と見直しを効果的かつ効率的に進めるため、話し合いの単位となる数集落程度の区域において、目標年度（令和１２年度）における農地利用に係る将来像を明確化した構想。
鳥獣対策プログラム	市町が、集落等の被害や対策の実態に即した１年間の取組方針及び具体的な取組内容を定めた計画で、県はその対策の実施に係る支援を行う。
— な行 —	
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく制度。農業者が自ら農業経営改善計画を作成、市町等に申請し、①市町の基本構想に照らして適切、②その計画の達成見込みが確実、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切、等の基準に適合するとして市町等から認定を受けた計画の作成者を認定農業者という。
農業参入企業	企業経営の実績があり資本力及び販路等を有する県外の農業法人又は異業種から農業経営を開始する県内企業で、企業経営体を目指すものをいう。
農業支援サービス事業体	農業者に対し対価を得てサービス（農産物の加工・流通・販売に係るサービスを除く）を提供する事業体のこと。サービスの内容ごとに「専門作業受注型」、「機械設備供給型」、「人材供給型」、「データ分析型」の４タイプに分類される。

農業版BCP	自然災害等のリスクに対して、早期復旧のために農業者が作成する事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）のこと。経営体ごとに作成する農業版BCPと複数の経営体での連携計画を作成する産地BCPがある。
--------	---

農地集積	農業経営体が、「所有」、「借入」、又は「農作業受託」により、所有者から農地を集めることをいう。
------	---

農地集約	農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に行えるようにすることをいう。
------	---

— は行 —

バリューチェーン	商品を最終的なユーザーに提供するまでの、企画、開発・設計、組立・製造、販売、サービスといった価値創造の工程の連なり。
----------	--

ひろしま seedbox	スマート農業技術の導入による収益力を高める経営モデルを確立するため、令和3年度からの5年間で、県が定めた9テーマについてスマート農業技術の実証を行った取組の名称。
--------------	---

— ま行 —

みどり認定	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき、土づくりと化学肥料・農薬の使用低減や温室効果ガスの排出削減などに取り組む農業者を県知事が認定する制度で、①設備投資の際の所得税・法人税を優遇、②さまざまな国庫補助金の採択を優遇、③日本政策金融公庫の無利子融資等の貸付が受けられるなどのメリットがある。
-------	--

農林水産業における生産体制の再構築（畜産業） 編

— か行 —

県種雄牛	江戸時代後期にルーツを持つ岩倉蔓や、大正天皇崩御の折に棺をけん引した豊萬号から連なる横利系統など、広島固有の血統を現代に引き継ぐ、広島県が造成する人工授精用の精液を供給するための雄牛。
------	--

耕畜連携	米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ることをいう。
------	--

コントラクター組織	農家の労働力等を補うため、飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織をいう。営農集団や農協のほか、民間企業等によるものがある。
-----------	---

— さ行 —

脂肪交雑	牛肉の品質評価における指標で「サシ」とも呼ばれる。牛肉の筋繊維の間に入り込んだ霜降り（脂肪）のことで、肉質の柔らかさや風味、ジューシーさを左右する。
------	--

— た行 —

TMR 乳牛に給与する粗飼料と濃厚飼料を混合した飼料。

— は行 —

繁殖経営 肉用牛経営のうち、雌牛に子牛を産ませ、子牛を8ヶ月程度育てた後、子牛市場等で販売する経営をいう。

肥育経営 肉用牛経営のうち、子牛市場等から購入した子牛を食肉用に出荷するため、一定期間飼育して太らせた後に、食肉市場等で販売する経営をいう。

広島血統和牛 江戸時代後期に、比和村（現庄原市比和町）の岩倉六右衛門が作り出した黒毛和牛4大ルーツのひとつ「岩倉蔓」に代表される、広島県固有の血統を現在も引き継ぐ広島県産和牛。

広島和牛 広島県内で最長飼育された黒毛和種の牛肉で、広島県産和牛のことを指す。特定の銘柄や商標ではなく、「広島牛」、「広島和牛元就」、「比婆牛」、「神石牛」などの県内和牛の総称。

— ら行 —

酪農経営 牛や山羊などの乳用家畜を飼育し、乳（牛乳、ヤギ乳など）の生産および販売する経営をいう。

6次化 農林水産業者と商工業者のお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路拡大等の取組を行うこと。

農林水産業における生産体制の再構築（水産業） 編

— あ行 —

海業 海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの。

栄養塩類管理計画 瀬戸内海の一部の海域において、栄養塩類の不足等による水産資源への影響が課題となっていることから、生物の多様性及び生産性の確保のため、海域ごと、季節ごとの観点を踏まえた海域への栄養塩類供給方法を定めたもの。

— か行 —

海底耕うん 海底をかくはんすることで底質を改善し、海の生き物が生息しやすい環境を作り出す取組であり、漁業者が主体的に取り組むことのできる環境改善手法の一つ。

海面漁業 海面において、利潤又は生活の資を得るために、生産物の販売を目的として、水産動植物を採捕すること。

こだわり漁師 最高に美味しい瀬戸内さかなを獲るために情熱を注ぐ、漁場選びや漁法、魚の取扱いなどにこだわりを持つ漁師。

— さ行 —

資源管理	水産資源を適切に管理し、漁業を安定的に続けていくために、関係漁業者の合意のもと、漁業者自らが休漁、小型魚の採捕禁止等の漁獲規制、種苗放流等による資源の培養、漁場環境の保全等に取り組むことをいう。
種苗放流	人工的に、親魚から採卵・孵化させ、減耗の多い時期を人の管理下で過ごさせ、自然界でも独り立ちできる大きさまで育てたものを、天然水域に放流することをいう。
スマート養殖	IoT、AI、センサー技術などの先進技術を活用して、効率化・最適化を図る次世代の養殖方法。
瀬戸内さかな	瀬戸内海で獲れる多様な魚介類を表す総称。魚種や漁獲エリアは限定せず、牡蠣やコイワシ、ワタリガニ、アユ等、幅広い魚介類を対象とし、養殖も含む。

— は行 —

干潟	遠浅の海岸で潮が引くと干出する砂、砂泥あるいは泥質の場所。
へい死	動物が病気や環境要因によって死亡すること。

— ま行 —

藻場	アマモ類、ホンダワラ類が繁茂し、陸上の森林の様相を呈する海草、海藻群落をいう。（アマモ類は、波静かな沿岸や内陸部に多く、アマモ場と呼ばれ、ホンダワラ類は岩礁地帯に多く、ガラモ場と呼ばれる。）
----	---

農林水産業における生産体制の再構築（林業） 編

— あ行 —

安定供給協定	木材の流通コストの低減と安定供給確保のため、必要なときに、必要な量の木材が安定して供給するよう、素材生産業者、製材業及び工務店関係者等が結ぶ木材の取引に係る協定のこと。
--------	--

— か行 —

間伐	育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業のこと。この作業により生産された丸太が間伐材のこと。
高性能林業機械	従来のチェーンソーや集材機に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械のこと。主な高性能林業機械は、フェラーバンチャ、スキッダ、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ。
コウヨウザン	中国南部や台湾原産のヒノキ科常緑針葉樹。成長が早く、萌芽更新が可能で低コスト施業に適しており、早生樹として注目されている。

— さ行 —

資源循環林	木材生産を行う林業経営を通じて適切に維持・管理された森林。
主伐	次の世代の森林の後継樹の更新を伴い、目的樹種を収奪するための森林の一部又は全部の伐採のこと。
森林経営管理制度	平成31年4月1日に施行された森林経営管理法に基づく制度。手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度。
スマート林業技術	A I / I o T や、ロボット、ドローン等の先進技術を活用し、森林管理や木材生産等の効率化・省力化・安全性向上を図る技術。
素材生産業	立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太（素材）にして、木材加工業の原料（原木）にする技術工程のこと。素材生産過程を担当する事業体を素材生産業者という。

— は行 —

ひろしまの森づくり県民税	県土の保全や水源涵養などの公益的役割を担っている森林を県民共有の財産として、次の世代に引き継いでいくため、平成19年4月1日より導入した県独自の税金のこと。県民税均等割額に、個人は500円、法人は均等割額の5%相当額を加算している。放置され荒廃した人工林の再生、里山林の整備、森林・林業体験活動の支援、県産材の利用促進など、ひろしまの森を県民全体で守り育てる取組に活用されている。
プレカット	住宅等の建築に必要な柱、梁などの部材を工場であらかじめ加工すること。
萌芽更新施業	伐採後の切り株や根株から新しい芽を発生させ、森林を持続的に更新する管理方法。

— ら行 —

林業経営適地	現場条件が良く、一定規模の面積としてまとまっており、地域の関係者により持続的な林業経営を行う場所として設定された森林。
路網	効率的な森林施業が行われるよう整備された基幹となる林道とこれを補完する作業道。

ブランド力の強化による農林水産物の価値向上 編

— あ行 —

おいしい！広島	「ひろしまは美味しさの宝庫である」というブランドイメージの向上を目指し、多様な主体と連携して、広島ならではの多彩な食の魅力を磨き、発信していくことで、広島の食文化の発展的継承につなげていく取組。
---------	---

— さ行 —

食関連消費額	県内において、食事、喫茶、飲酒その他飲食に要した経費。
食資産	本県の豊かな自然環境や文化に育まれた「広島和牛」「瀬戸内さかな」「広島酒」など魅力的な食。
食体験	飲食店で食べることに加え、食文化を学ぶこと、農産物収穫や漁業体験などの生産現場に触れること、料理を作ることなど、食に関する一連の体験。

— た行 —

地産地消	県内で生産された農林水産物等を県内で消費すること。
------	---------------------------

安全・安心な農林水産物の提供 編

— あ行 —

疫学情報	家畜伝染病の発生状況（疾病名・発生地域・動物種、飼養規模、飼養形態、年月日齢など）、推定される発生原因などの情報。
------	---

— か行 —

GAP	GAPとは、「農業生産工程管理」と呼ばれ、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動であり、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等、農業経営の改善や効率化につながる取組のこと。
米トレーサビリティ法	正式名：米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律。 米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止すること等を目的としている。トレーサビリティの確保のため、米穀事業者に対し、米穀等（米や米加工品）の取引の記録を作成し保存することと、消費者が産地情報を入手できるように取引する際に産地を相手に伝達することを義務付けている。

防災力の強化と公益的機能の維持・発揮 編

— さ行 —

里山林	居住地周辺に位置し、地域住民による薪炭材伐採などの利用を通じて維持・管理されてきた森林のこと。燃料革命以前は薪や炭、落ち葉、きのこ、山菜、木材などを得るために、長い年月をかけて手入れされてきた。
山地災害危険地区	山地に起因する災害（山腹崩壊（山崩れ）、土石流、地すべり等）により、公共施設又は人家等に直接被害を与えるおそれのある地区のこと。

森林の持つ公益的機能	森林には、我々の生活に深くかかわる次のような機能があるとされている。 1 生物多様性保全、2 地球環境保全（二酸化炭素吸収、化石燃料代替エネルギー、3 土砂災害防止機能、4 水源涵（かん）養機能、5 快適環境形成機能、6 保健・レクリエーション機能、7 文化機能。
------------	---

森林ボランティア	森林の整備や保護に自主的に参加し、地域の森林を守るために活動する人々のこと。
----------	--

— は行 —

広島県ため池 支援センター	令和3年5月に開設した組織で、防災重点農業用ため池のパトロールを行い、適正な管理が行われるよう管理者のサポートを行う。
防災重点農業用ため池	決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池。

